

(仮称)

「大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）」に対する意見募集

意見公募期間	平成30年12月15日（土）～平成31年1月15日（火） ※郵送の場合は必着
意見提出方法	任意の書式に、意見、住所、氏名を明記のうえ 窓口持参、郵送、ファックス、市ホームページにより提出
意見提出先	〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号（本庁舎4階） 大和市役所 街づくり計画課 電 話：046-260-5443 ファックス：046-264-6105

1 生産緑地地区とは

生産緑地地区は、*市街化区域内において緑地機能及び*多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、都市計画に定めるものです。

生産緑地地区として都市計画決定されると、農地等として保全することが義務付けられ、建築物の建築等が制限されます。一方、固定資産税が宅地並評価から農地評価に減額されるなどの税制上の優遇措置を受けることができます。

※市街化区域…すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。本市の市街化区域率は74.1%である。

※多目的保留地機能…公園、緑地等の公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。

■生産緑地地区の都市計画決定の要件【生産緑地法第3条】

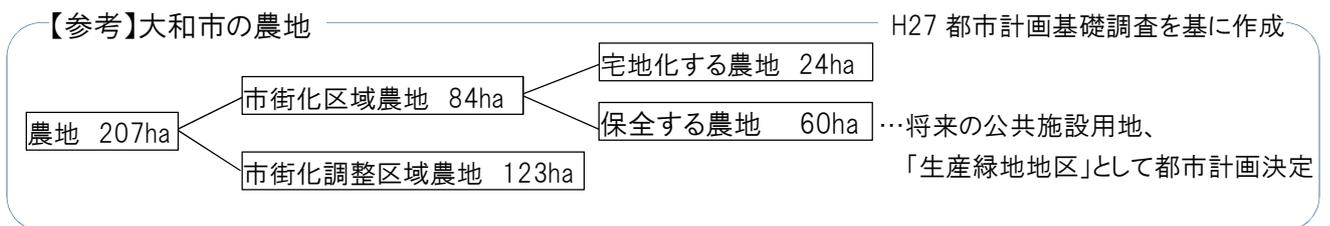
市街化区域内の現に農林漁業の用に供されている土地で、次のすべてを満たす必要があります。

- ・公害又は災害の防止、都市環境の保全等に効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること
- ・500㎡以上の規模の区域であること
- ・農林漁業の継続が可能であること

2 背景

(1) これまでの生産緑地制度

これまでの生産緑地制度では、宅地需要の高まり等を背景に、市街化区域内の農地を「宅地化する農地」と「保全する農地」に明確に区分し、「保全する農地」を将来の公共施設用地として位置付け、「生産緑地地区」として都市計画決定してきました。



(2) 近年の都市農業に対する再評価～都市農地を「都市にあるべきもの」として保全～

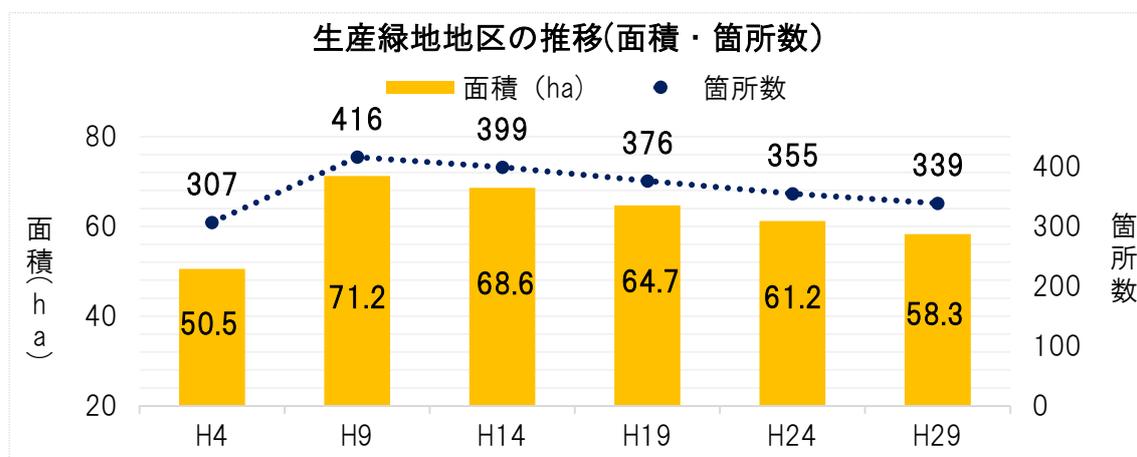
近年、宅地需要の鎮静化による農地転用の必要性の低下、東日本大震災を契機とした防災意識の向上等により、都市農地は良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割が見直されています。

このような背景の下で平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、翌年5月には、「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置付けがこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ大きく方針転換されました。これを受けて、平成29年5月に生産緑地法が改正され、**地域の実情に応じて市が条例を制定することにより、生産緑地地区の面積要件「500㎡以上」を「300㎡以上」まで引き下げることが可能となりました。**

3 本市の状況

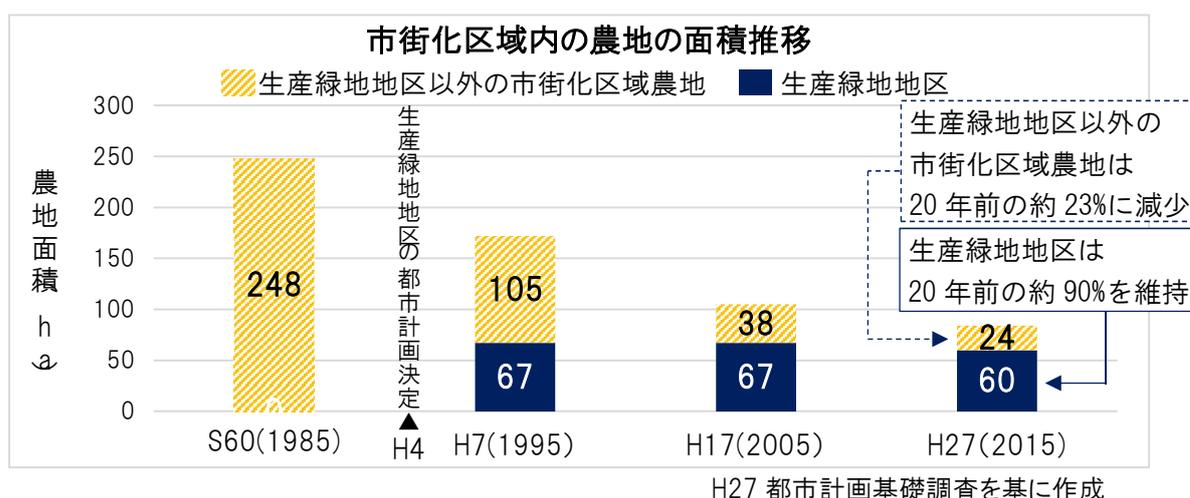
(1)生産緑地地区の推移～生産緑地地区の減少～

本市では、平成4年11月に初めて生産緑地地区を都市計画決定しました。その後、主たる農業従事者の死亡等による後継者不足等を背景に生産緑地地区は平成10年以降全体的に減少しています。平成29年11月現在、339箇所約58.3haの農地等を生産緑地地区に都市計画決定しています。



(2)市街化区域内の農地の状況～生産緑地制度による農地の保全～

生産緑地地区以外の農地が減少しているのに対し、生産緑地地区は計画的に保全されています。



4 条例案の内容

生産緑地地区の区域の規模を「300㎡以上」とすることを定めます。

5 条例制定による効果

(1)新たな生産緑地地区の都市計画決定

生産緑地地区の面積要件を500㎡から300㎡に引き下げることにより、これまで面積要件を満たしていなかった300～500㎡の農地が新たに生産緑地地区の対象となります。

(2)既存の生産緑地地区の保全

道路事業などにより農地が一部削られ、500㎡を下回ることとなる生産緑地地区を救済することができます。

6 今後のスケジュール

頂いた御意見を踏まえて条例案の検討を行い、次のとおり条例制定を目指します。

平成31年2月 大和市議会に条例案を上程

平成31年3月 条例の公布・施行